別表第1 (第4条関係)

交付目的 補助事業者 補助対象経費 補助要件 限度額 R	交付額
限度額  ア 土地建物取得・改修  イ 土地建物賃借料  ウ 事務機器等取得費  県外事業者の 小浜市へのオフィスの  オフィスを小浜市内に エ 事務機器等リース料  別表第 2 別表第 3 別	交付額 別表第 4 のとおり

別表第2 (第4条・第19条関係)

要件1	要件 2	要件3
補助事業者が次のいずれかを充たすこと (1)新規立地 (2)新規立地時の事業開始から10年以内 に着手する2回目以降の新設または増設	補助事業者が次のいずれかを満たすこと  (1)事業開始1年以内に新規雇用1名以上 (U・Iターン者のみ)  (2)事業開始1年以内に新規雇用3名以上 ※補助事業者から市へ申請書が提出された日に 雇用されていた市内に住民票を有する者が退職 または転属した場合は、その数は新規雇用者数 から除する。 ※2年目以降に退職者が出た場合は、採用等することにより、要件を満たさなければならない。 ただし、事業開始後3年後の補助金交付以後に ついては、問わない。	5年以上、事業を行うこと。 ※事業開始5年以内に撤退した場合は、補助 金返還とする。

別表第3 (第4条関係)

補助対象経費	補助率等	一事業あたりの交付限度額
ア 土地建物取得・改修		
イ 土地建物賃借料	5.00/	1名以上 (U・I ターン者のみ)
ウ 事務機器等取得費	5 0 %	750万円(3年間)
エ 事務機器等リース料		3名以上 1,500万円(3年間)
オー通信回線料	1 0 0 %	
カ U・I ターン者新規雇用	3 0 万円/人	270万円
キ 子育て世帯(U・I ターン者)雇用	最大 50万円/世帯 ※U・Iターン者新規雇用への上乗せで、 1世帯につき、子1名の場合は、30万 円。2人目以降、10万円加算で3人目 まで加算可能	450万円 (1企業あたり最大9世帯まで)
ク 住居賃借料(U・I ターン者)	5 0 %	180万円

別表第4 (第4条関係)

	補助対象経費区分	補助交付額 ※
ア	土地建物取得・改修	(1) 1年目
イ	土地建物賃借料	土地取得契約締結日または着手日から事業開始1年後までに要した補助対象経費に対し、別表第三の補助率等を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)
ウ	事務機器等取得費	
エ	事務機器等リース料	(2) 2年目・3年目 事業開始後1年(2年)の翌日から1年間に要した補助対象経費に対し、別表第三の補助率等を乗 じて得た額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)
才	通信回線料	
カ	U・I ターン者新規雇用	新規雇用者における U・ I ターン者の数に対し、別表第 3 の補助率等を乗じて得た金額 ※補助交付額は 1 年毎に算定すること。
+	子育て世帯(U・Iターン者)雇用	新規雇用 U・I ターン者で中学 3 年生までの子供を持つ世帯の数に別表第 3 の補助率等を乗じて得た金額 ※補助交付額は 1 年毎に算定をすること。
ク	住居賃借料	事業開始から3年間のうちの12ヶ月間に、新規雇用者(U・Iターン者)の住居賃借料で補助事業者が支援した経費に別表第3の補助率を乗じて得た金額

※補助交付額は、別表第3に規定する一事業あたりの交付限度額を超えない範囲とする。

## (別表第5 第6条関係)

指定申請の提出期限	提出書類
下記のいずれか早い日	(1) 小浜市サテライトオフィス誘致補助金交付指定申請書(様式第1号)
(1)土地取得等に係る契約締結から1年以内	(2)オフィス整備計画書(様式第2号)
(2)事業着手予定日の15日前	(3)法人登記簿謄本
	(4) 定款又は規約
	(5)会社概要、組織図
	(6)直近の決算書(2期)
	(7)県税、市税の全項目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税
	状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明
	(8) 既存オフィスの雇用者数を証する書類 (従業員名簿、事業所別被保険者台帳等)

別表第6 (第15条関係)

交付申請書兼実績報告書の提出期限	提出書類
(1) 1年目	(1) 小浜市サテライトオフィス誘致補助金交付申請書兼実績報告書(様式第10号)
補助要件充足日から 1 カ月を経過した日	(2) オフィス整備実績書 (様式第11号)
または、	(3)投下固定資産一覧表
市の会計年度終了後10日以内のいずれか早い日	(4)雇用者一覧表
	(5)投下固定資産額を証する書類
	(6)新規雇用者数を証する書類
(2) 2・3年目	(7) U・I ターン者の雇用を証する書類
補助事業が完了した日から 1 カ月を経過した日	(8)子育て世帯への支援を証する書類
または、	(9)住居賃借料の実績を証する書類
市の会計年度終了後10日以内のいずれか早い日	(10)土地建物賃借料の実績を証する書類
	(11)その他補助対象経費の実績を証する書類
	(12)その他市長が必要と認める書類

## 別表第7 (第21条関係)

財産の種類	処分制限時間
土 地 建 物 償却資産	1 処分制限期間については、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)」を準用する。 2 財産承認基準については、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて(平成16年6月10日会課第5号経済産業省大臣官房会計課通達)」を準用する。